



発行
東京都

目次

89の3

条例

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………（環境局）…

条例のあらまし

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（条例第一〇二号）

一 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成二八年環境省令第二五号）の施行による水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成二六年環境省令第三〇号）の改正に伴い、東京都における公共用水域に排出する汚水の暫定排水基準の適用期限を改めます。

（一）溶融めつき業（溶融亜鉛めつきを行うものに限る。）を営む工場又は指定作業場に係るカドミウムの暫定排水基準の適用期限を平成二九年一月三〇日までとします。

（二）金属鉱業を営む工場又は指定作業場に係るカドミウムの暫定排水基準の適用

期限を平成三二年一月三〇日まで延長します。

二 この条例は、平成二八年二月一日から施行します。

条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二八年十一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百二号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年東京都条例第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び溶融めつき業（溶融亜鉛めつきを行うものに限る。）」を削り、「平成二八年十一月三十日」を「平成三十一年十一月三十日」に改める。

附則

この条例は、平成二八年十二月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001